

特記仕様書

工事番号： 五農整第4号

工 事 名： 磯松2地区農林災害水路復旧工事

工事場所： 五所川原市磯松地内

工 期： 令和7年 月 日 ～ 令和8年3月20日

第1章 総 則

本工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、農村整備土木工事共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。
【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisyousyo.html】

第2章 工事の内容

1. 目的	この工事は、令和7年度災害復旧の一環として、農地整備を行う工事である。																																														
2. 工事場所	五所川原市磯松地内																																														
3. 工事概要	この工事の概要は、次のとおりである。 1) 水路復旧工 復旧延長 L=27.8m 人工張芝工 A=64.0㎡、コンクリート排水溝 H500×B400 L=16.0m ふとんカゴ L=27.8m、仮設工 一式、除雪工 一式 2) 主要工事内訳 <table> <tr> <th>工 種</th><th>主な内容</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>土工</td><td>掘削工、盛土工、埋戻工、法面整形、基面整正</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>水路工</td><td>コンクリート排水溝、ふとんカゴ</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>仮設工</td><td>仮設道路工、水替工</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			工 種	主な内容	数 量	備 考	土工	掘削工、盛土工、埋戻工、法面整形、基面整正	1 式		水路工	コンクリート排水溝、ふとんカゴ	1 式		仮設工	仮設道路工、水替工	1 式																													
工 種	主な内容	数 量	備 考																																												
土工	掘削工、盛土工、埋戻工、法面整形、基面整正	1 式																																													
水路工	コンクリート排水溝、ふとんカゴ	1 式																																													
仮設工	仮設道路工、水替工	1 式																																													
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																																														

第3章 施工及び現場条件

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容				
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	☒	工 期 令和 8 年 3 月 20 日 まで			
		☐	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。			
		☐	この工事は、工期の前に、建設資材や労働者の確保等の準備を行う「余裕期間」を見込んだ工事である。 工事の余裕期間は、契約日から着手期限日の前日までとしており、着手期限日までに工事に着手するものとする。			
			着手期限日	年	月	日
	2. 週休2日の確保	☐	この工事は、「発注者指定型」の週休2日確保工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。			
		☒	この工事は、「受注者希望型」の週休2日確保工事であり、受注者が週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に監督職員と協議すること。			
	3. 他の工事に関連する制約の有無 ☐ 有 ☒ 無	☐	他の工事の名称	発注者等名	期間	
		①			～	
		②			～	
		③			～	
		☐	制約内容			
		①				
		②				
		③				
		4. 関係機関等との協議に伴う制約の有無 ☐ 有 ☒ 無	☐	関係機関名称	協議事項	期間
			①			～
	②				～	
	③				～	
	☐		制約内容			
	①					
②						
③						
2. 第三者に対する措置関係	1. 公害防止に伴う対策の有無 ☐ 有 ☒ 無		☐	公害の種別	対象工種	作業期間
			①	☐		
		②	☐			
		③	☐			
		④	☐		～	
		☐	対策方法		基準等	
		①				
		②				
		③				
		④				
	2. 防護施設による対策の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種又は区間		危険要因	対策方法	

＜水路工事＞

明示事項		内容					
2. 第三者に対する措置関係	3. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種又は区間	規格・規模		配置期間及び時間帯		
	4. 搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		搬入経路	使用期間		使用時間帯	
		①					
		②		～		～	
		③		～		～	
			制限の内容	使用中の管理の内容		使用後の補修内容	
		①					
		②					
		③					
		5. 重量制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される場所・施設名等		管理者	制限の内容	
	3. 仮設関係	1. 仮設道路 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 指定 ☐ 任意	設置場所	別途図面のとおり			
			規格・構造	延長 122.8m、幅 3 m、敷鉄板			
設置期間			施工開始日 ～ カゴマット工終了日				
安全施設の内容							
維持補修等の内容							
工事終了後の処置			撤去した後、原形復旧				
その他留意事項							
2. 仮設橋梁 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所					
		規格・構造					
		設置期間	～				
		維持補修等の内容					
		工事終了後の処置					
		その他留意事項					
3. 仮設水路 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所					
		規格・構造					
		設置期間	～				
		維持補修等の内容					
		工事終了後の処置					
		その他留意事項					
4. 仮回し水路 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所					
		規格・構造					
		設置期間	～				
		維持補修等の内容					
		工事終了後の処置					
		その他留意事項					

＜水路工事＞

明示事項		内容									
3. 仮設関係	5. 水替工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所		水路							
		規格・構造		作業時排水、口径50mm							
		設置期間		施工開始日 ～ 水路工終了日							
		維持補修等の内容									
		工事終了後の処置									
		その他留意事項									
		6. 仮締切工 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所								
	規格・構造										
	設置期間		～								
	維持補修等の内容										
	工事終了後の処置										
	その他留意事項										
	7. 仮設足場 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所								
		規格・構造									
		設置期間		～							
		維持補修等の内容									
		工事終了後の処置									
		その他留意事項									
		8. 除雪工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	除雪場所		農道、敷鉄板設置箇所 L=630.0m						
	規格・構造		敷砂利、敷鉄板								
	除雪期間		着工日 ～ 完成日								
	維持補修等の内容		敷砂利								
	工事終了後の処置										
	その他留意事項										
4. 建設副産物関係	1. 建設発生土の有無（指定） ☐ 有 ☒ 無			発生土種別		発生量		運搬距離			
		①			m3		km				
		②			m3		km				
		③			m3		km				
			指定搬出先の名称及び所在地			処分・保管等の条件					
		①									
		②									
		③									
		2. 建設発生土利用の有無 ☐ 有 ☒ 無		工事名		発注機関名		発生場所		搬入量	
										m3	
										m3	
									m3		
	3. 建設発生土を除く指定副産物の有無 ☒ 有 ☐ 無		種別		発生量		運搬距離		再生処理施設所在地		
		①	コンクリート塊(有筋)		2.7 t		20.2 km		つがる市牛潟町		
		②			t		km				
		③			t		km				
		④			t		km				
		⑤			t		km				

＜水路工事＞

明示事項		内容					
4. 建設副産物関係			再生処理施設名		備考		
		①	(有) 見新				
		②					
		③					
		④					
		⑤					
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
	4. 指定副産物を除く建設廃棄物の有無 ☐ 有 ☒ 無		種別	発生量	運搬距離	産業廃棄物処理施設所在地	
		①		t	km		
		②		t	km		
		③		t	km		
			産業廃棄物処理施設名		備考		
		①					
		②					
		③					
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
		5. 産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること				
	有 : 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している						
	無 : 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
	6. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	種別		減量化の内容		再利用の方法	
	7. 再生資材利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	再生資材の名称		規格		使用箇所	
5. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無		支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	
		①					
		②					
		③					
			移設時期	工事方法	条件等		
		①					
		②					
		③					
		2. 占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無		占用物件名	管理者名		重複する工種
	①						
	②						
	③						
			重複する期間	対応内容			
	①		～				
	②		～				
	③		～				

＜水路工事＞

明示事項		内容					
6. 工事用電力	1. 全般	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。					
	2. 仮設電気設備の指定の有無 ☐ 有 ☐ 無	供給地点及び責任分界点				設置期間	
		受電設備	契約電力	電圧	相数	備考	
			kw	V			
		配電設備	架空線	回線	線式	電線規格	延長
				1 回線			m
				2 回線			m
			ケーブル	電線規格	延長	備考	
					m		
					m		
		分電盤設備	相数	線式	箇所数	対象機器	
				カ所			
			カ所				
※各設備の詳細は、図面参照							
7. 各工種の留意点	1. 共通仕様書に定める以外の施工条件の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種名		施工条件			
	全般	1) 水準点は、図面に示すBMを使用すること。 KBM (EL=12.674m) 2) 工事施工に先立ち、地区境界及びその他の杭については、事前に現地確認し、工事施工中は移動しないよう留意するものとし、必要により控杭を設けなければならない。					
	2. 監督職員立会の上、施工すべき工種の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種名		工事段階		備考	
		水路工		基礎砕石		出来形確認	
				水路工完成時		出来形確認	
		仮設工		仮設道路完成時		出来形確認	
	☐ 有 ☐ 無						
	☐ 有 ☐ 無						
	☐ 有 ☐ 無						
	☐ 有 ☐ 無						

＜水路工事＞

明示事項		内容					
8. その他	1. 発注者が確保している工事用地の有無 ☒ 有 ☐ 無		場所	面積 (㎡)	用途		
		①	五所川原市磯松磯野地内 (図面参照)	368 ㎡	仮設道路		
		②					
		③					
			使用時の条件	返還時の条件			
		①	防塵及び排水処理	原形復旧し、地権者の確認を受けること。			
		②					
		③					
		2. 工事現場発生品の有無 ☐ 有 ☒ 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離
							km
						km	
						km	
	3. 支給材料及び貸与品の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 支給材料 ☐ 貸与品		品名	数量	構造・規格等	使用目的・箇所	
		①					
		②					
		③					
			引渡し場所	返納場所	条件	引渡し時期	
		①					
		②					
		③					
		4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ※本工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。 ☐ 有 ☒ 無	工事番号	工事名		場所	
5. 各種調査の有無 ※右記調査については、共通仕様書に基づき協力すること。 ☐ 有 ☒ 無		調査名称	内容		調査費計上の有無		
	①						
	②						
	③						
		調査要領等					
	①						
	②						
	③						
6. 中間検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等	検査時期		その他			
7. 部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分	引渡し時期					

＜水路工事＞

明示事項		内容		
8. その他	8. 部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間	その他
			～	
			～	
			～	
	9. 監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考
	10. 監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考
	11. 調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考
	12. 地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ (https://ngic.or.jp) 参照のこと。		
	13. 週休2日補正の有無 ☐ 有 ☒ 無	項目		
		☐ 4週8休 (28.5%) 以上	☐ 4週7休 (25%) 以上 4週8休 (28.5%) 未満	☐ 4週6休 (21.4%) 以上 4週7休 (25%) 未満
	14. 現場環境改善費計上の有無 ☐ 有 ☒ 無	項目	内容	
15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無 ☐ 有 ☒ 無	内容			
16. ICT施工技術の活用	☐	本工事は、農業農村整備における「ICT活用工事」の試行要領に基づき、受注者の希望によりICT活用工事の実施が可能である。		
	☒	本工事は、ICT活用工事の実施について特段の定めはないが、協議によりICT活用工事の実施が可能である。		

8. その他

17. 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。（Aグループのみ）

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※ 使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレット、優先使用指針及び使用上のグループ区分は、下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

18. 余裕期間について

- (1) 工期は、工事準備期間及び後片付け期間も考慮して工事を実施するために必要な期間であり、当初契約においては、着手期限日から工期末とする。
- (2) 余裕期間は、契約日から着手期限日の前日までの間とする。余裕期間内においては、技術者等（現場代理人を含む）の配置を要しないものとする。
- (3) 受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。
受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。
- (4) 受注者は、着手期限日までに工事に着手しなければならない。
受注者は、着手日を着手期限とする場合は、着手期限日の1週間前までに督職員に工事着手日及び現場代理人・配置技術者の届出を行うものとする。
- (5) ただし、受注者が、余裕期間を短縮して着手期限日の前日以前に着手することを希望する場合、監督職員に協議するものとする。
- (6) 着手日を着手期限日の前日以前とする場合は、余裕期間及び工期の変更に係る契約変更を行うものとする。この際、施工形態、積算条件等に変更が生じる場合は両者協議のうえ設計変更の対象とする。

19. 週休2日確保工事について

- (1) （受注者希望型の場合）本工事は、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する工事であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。
- (2) 受注者は、工事着手日までに、週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議する。
- (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html

20. ICT施工技術の活用について

- (1) 受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出前に発注者へ工事打合簿によりICT活用工事計画書を提出し、具体的な工事内容及び対象範囲等協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。
- (2) 受注者は、ICT活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。
- (3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。
- (4) 受注者は、ICT施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。
- (5) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (6) 受注者は、発注者から依頼する歩掛りや経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛り調査を実施する場合には協力しなければならない。
- (7) 農業農村整備事業における「ICT活用工事」の試行要領等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html

21. 1日未満で完了する作業の積算方法について (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要なとなる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）監督職員に提出すること。実際費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (6) 1日未満積算基準「4判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章〇施工箇所が点在する工事の積算方法の箇所とする。 (7) 農業農村整備事業における1日未満で完了する作業の積算方法及び時間的制約を受ける工事の積算方法については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	22. 快適トイレの導入に関する試行について (1) 本工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取り組みの一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置について、監督職員と協議し、変更契約時において、その設置に必要な費用を計上する試行工事である。 (2) 受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合は、快適トイレの導入に関する試行要領に基づき実施できる。 (3) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレであることを示す書類及び見積書等を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議すること。 (4) 農業農村整備事業における快適トイレの導入に関する試行要領については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
23. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	24. 運搬費及び準備費の設計変更の運用について (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者が、運搬費及び準備費の設計変更を希望する場合は、運搬費及び準備費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における運搬費及び準備費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
25. 冬期施工における現場管理費の補正について 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	

第4章 設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（青森県 農林水産部農村整備課）によるものとする。

第5章 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い、又は共通仕様書と異なる規格とする材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

1,000m² 当り

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
			kg	
			kg	

(2) レディミクストコンクリート

本工事で使用するレディミクストコンクリートは、下表によるものとし、レディミクストコンクリートに使用するセメントは、高炉セメントを標準とする。ただし、次の場合においては、普通ポルトランドセメントを使用できるものとする。

- ・当該現場周辺で高炉セメントコンクリートの供給が不可能な場合
- ・著しく現場条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合
- ・監督職員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合

種類	規格	最大水セメント比	備考

(3) その他

下記に示す材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

材料名	規格・寸法・材質	備考

第6章 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第7章 その他の特記事項

本工事に係るその他の特記事項は、下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打合せをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム（（通称COBRIS）以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
資源有効利用促進法省令に基づく再生資源利用（促進）計画の提出・説明及び現場掲示について	再生資源利用（促進）計画書については、工事着手前及び必要の都度、施工計画書に含めて提出の上説明すること。施工計画書を作成しない工事においては、工事打合簿に添付して提出の上説明すること。再生資源利用（促進）計画書様式は 【 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm 】に掲載されている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第18条第1項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」を遵守し、「青森県景観色彩ガイドプラン」に配慮すること。関連資料は、青森県庁ホームページ 【 https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html 】に掲載されている。
再生材の入手不可能な場合の対応について	再生材の入手が不可能であると確認された場合は、設計変更で新材使用とする。 なお、入手不可能の確認は、受注者が供給可能量を調査し（再生砕石等は現場から40km以内、再生アスファルト混合物の場合は現場から40km以内または運搬時間1.5時間以内の全プラント）、監督職員へ「再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼」を提出して行うものとする。（別表－2、3）
一括計上価格について	本工事に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接工事費として取り扱うものとする。

ワンダーレスポンス実施対象工事	1. 本工事は、ワンダーレスポンス実施対象工事である。 「ワンダーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
青森県農村整備課発注工事におけるデジタル工事写真の小黑板情報電子化について	デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。 1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影 方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「https://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（https://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
工事情報共有システム（ASP）について	工事情報共有システム（ASP）を利用する場合は、発注者と協議すること。 工事情報共有システム（ASP）利用基準 ＜農村整備課HP https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_densinounhi.html＞
法定外労災保険の契約	本工事において、受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほか、法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。

第8章 提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
指導調整課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
指導調整課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-6	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部 1部	第1編1-1-20	工事写真全部(CD-R等) 着工前・完成のみ(印刷物)
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-23	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※3
監督職員	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 発注時・変更・完成・訂正時
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
監督職員	支給品清算書	工事完成時(完成前に清算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-16	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-17	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破砕薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
指導調整課	建設業退職者共済組合掛金収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	

※1 表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)